

令和8年1月23日受付 肝付町議会事務局 第34号	議長	局長	次長	係
	電子	電子	電子	電子

## 議会運営委員会会議録

1. 日 時 令和8年1月23日（金）9時00分開議～9時07分散会
2. 場 所 第1委員室
3. 出席委員 宮後・前原・松元・吉原・富永・田中・柳・（有留）
4. 事務局職員 西迫・小野原
5. 説明員 なし
6. 参考人 なし
7. 会議に付した事件
8. 協議（事件）

### （1）第1回肝付町議会臨時会について

#### 第1号 会期日程について

- ・令和8年1月23日（金）の1日限りとし、午前10時開会と決定した。

#### 第2号 付議事件について

- ①承認第1号 令和7年度肝付町一般会計補正予算(第7号)の専決処分の承認を求めることについては、町長・総務課長が説明した後、質疑・討論・起立採決を行う。
  - ②議案第1号 肝付町長等の給与等に関する条例の一部改正について から 議案第5号 肝付町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてまでの5条例の一部改正については、町長・各条例担当課長が説明した後、質疑・討論・採決を各条例ごとに行う。
  - ③議案第6号 令和7年度肝付町一般会計補正予算(第8号) から 議案第11号 令和7年度肝付町立病院事業会計補正予算(第2号)までの6会計補正予算については、町長・各会計担当課長が説明した後、質疑・討論・起立採決を各会計ごとに行う。
- 以上3点について事務局から提案があり承認された。

#### 第3号 報告

- ・全員協議会（1月23日9時30分から）での執行部からの説明について

- ①令和7年度肝付町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについて

#### 【総務課】

- ②人事院勧告による給与改定について【総務課】

- ③一般会計補正予算（第8号）関連学校管理費修繕料について【教育総務課】

執行部から説明予定について以上のとおり事務局から説明があり確認した。

(2) その他

①予算審査特別委員会に係る紙資料の希望について

全員協議会で希望調査を行うことを確認した。

②議場音響設備取替工事について

指名業者 町内電気事業者 6 者

落札者 有限会社下西電設工業

落札金額 9,900,000円（予算計上額：10,157,000円）

※3月定例会は、新音響設備で実施予定。

以上について、事務局から報告があり、全員協議会で報告することを確認した。

③議会モニター（任期：令和7年3月1日から令和8年2月28日）について

モニター会議の開催及び次期モニター募集について

モニター各位の意見書提出状況について確認を行い、次期モニターについては、4月発行の議会だよりで公募を行うこと、及び次期モニターの任期については、年度単位で行うことを決定した。

④肝付町ブランド米検討委員会委員の推薦について

全員協議会で協議することを確認した。

議会運営委員会委員長 宮後 竜一



令和8年3月5日受付	議長	局長	次長	係
肝付町議会事務局 第95号	電子	電子	電子	電子

## 議会運営委員会会議録

1. 日 時 令和8年2月24日（金）10時00分開議～11時45分散会
2. 場 所 第1委員室
3. 出席委員 宮後・前原・松元・吉原・富永・田中・柳・（有留）
4. 事務局職員 西迫・小野原
5. 説明員 なし
6. 参考人 なし
7. 会議に付した事件
8. 協議（事件）

### 第1号 3月定例会の日程について

- 2月27日（金） 本会議（初日）
- 3月18日（水）・19日（木） 本会議（中日）
- 3月23日（月） 本会議（最終日）
- 会期：25日間

いずれも午前10時開会とすることで決定した。

### 第2号 一般質問等の取り扱いについて

- ※2月27日（金）定例会初日に令和8年度施政方針演説があるため、
- 通告締切日を3月2日（月）正午とし、
  - 議会運営委員会を、3月3日（火）特別委員会終了後に開催することで決定した。なお、今後、委員会代表質問を考慮した議運日程とすることを求める意見があった。

### 第3号 諸報告書の提出期限について

- 所管事務調査報告書、閉会中継続調査申出書の提出期限は、提出期限：3月17日（火）17時までと決定した。

### 第4号 委員会の日程について

- 全員協議会は、執行部からの申し出があり次第日程協議することとし、
- 総務・文教委員会 3月10日（火） 午前10時
- 産業・福祉委員会 3月12日（木） 午前10時
- 議会広報委員会 3月13日（金） 特別委員会終了後
- 議会運営委員会 3月3日（火） 特別委員会終了後

以上のとおり決定した。なお、説明員の出席要求等、早めに事務局へ連絡することを確認した。

- 予算審査特別委員会

※3月定例会には、各会計当初予算案が提出されるので、予算審査特別委員会が設置されること、及び特別委員会において案に基づき日程等協議されることを確認した。

予算審査特別委員会日程（案）.pdf

第5号 定例会付議事件について

★第1回定例会議事日程（初日）.xlsx

(1) 初日：提出議題について

- ①報告第1号 専決処分の報告について(貸金返還請求事件)は、町長・畜産課長が報告を行う。質疑等は行わない。
- ②議案第12号 肝付町過疎地域持続的発展計画の策定については、町長・企画調整課長の説明を受けた後、質疑・討論・採決を行う。
- ③議案第13号から議案第20号までの各条例の制定・廃止・一部改正については、町長・各課長が説明した後、質疑・討論・採決を行う。
- ④議案第21号から議案第24号までの令和7年度各会計補正予算は、町長・総務課長、各会計担当課長が説明した後、各会計ごとに、質疑・討論・起立採決を行う。

※令和8年度 施政方針.pdf

- ⑤議案第25号から第31号までの令和8年度各会計当初予算は、議長を除く議員全員による予算審査特別委員会を設置して審査を行う。
  - ・予算審査特別委員会の委員長、副委員長は、特別委員会設置後の委員会で決定するものですが、例年、総務・文教委員会の委員長、副委員長が就任している。また、会場は、本会議場ので実施とし、定例会（初日）終了後に特別委員会を開く。

(2) 中日：一般質問

(3) 最終日：議案等について

- ①議案がある場合は、説明を受けた後、質疑・討論・採決（予算関係の議案は起立採決）を1件ごとに行う。
  - ②同意案件がある場合は、説明を受けた後、質疑・討論・採決を1件ごとに行う。
  - ③常任委員会に付託された事件で、委員長報告及び発議（発委）があるものは、1件ごとに質疑、討論、採決を行う。
  - ④当初予算については、特別委員長の審査報告を受けた後、委員長への質疑を行い、次に討論を行い、その後、会計ごとに起立採決を行う。
  - ⑤閉会中の所管・所掌事務調査の議決を行う。
  - ⑥議員派遣の議決を行う。
- 以上の議会運営について全会一致で決定した。

第6号 陳情書等の取り扱いについて

※本日現在、受理案件が無いことを確認した。

第7号 議員派遣について

- (1) 県町村議会議長会主催議員研修会及び郡町村議会議長会主催議員研修会

- ①目的 県町村議会議長会主催議員研修会及び郡町村議会議長会主催議員研修会への出席
- ②場所 鹿児島市
- ③期間 令和8年5月13日～14日
- ④議員 全議員

(2) 全国町村議会議長・副議長研修会

- ①目的 全国町村議会議長・副議長研修会への出席
- ②場所 東京都
- ③期間 令和8年5月26日～27日
- ④議員 議長・副議長

以上の派遣予定として決定した。

第8号 報告

- 2月25日(水) 全員協議会での執行部からの説明事項について  
[全員協議会説明事項一覧.pdf](#)  
別添資料のとおり、6件の説明事項があることを確認した。

第9号 その他

(1) 議会モニターからの意見書について

[肝付町議会モニター設置要綱.pdf](#)

[【          氏】議会モニター意見書.pdf](#)

[【          氏】議会モニター意見書.pdf](#)

モニターからの意見書に対して、次のような意見が出された。

- ・コスモピアの件については、一般質問により執行部から一定の説明が行われたと考える。
- ・議員は地域代表ではない。地域定数もない。全体の奉仕者である。
- ・リコール及び合併解消運動には取り組んで頂きたい。行動しないのであれば脅しや恐喝に相当する。
- ・傍聴者の声の議会だよりへの掲載取りやめについては、これまでの方向性と異なる提案が行われている。議会に出された意見を無視してはいけない。
- ・解体前にコスモピアの現状を議員が誰も視察していないとの記載は、事実と反する。
- ・これまで、全員協議会でモニター意見書を協議することは行っていないので、各議員の意見を取りまとめて回答を行うことには問題があると考えます。
- ・回答は、議長任せでなく議運で協議して提出すべき。
- ・モニターからの意見は、より良い議会づくりに資することを目的としており、意見内容の真意を本人に質すようなことは行うべきではない。
- ・議員活動は特定の誰かのためでなく全体の代表であることを認識すべき。
- ・温泉ドームも経営は難しい状況であり人口減を見据えると抜本的な対応が必要。
- ・議員各位に問われている意見があることを考慮すると、本人との意見交換があってもよいのでは。
- ・意見は意見として承り、回答すべきは議長に回答案を作成頂く、議員は提言について議論を深めるべき。
- ・町民の意見をより良い議会づくりに活かすことが大切であり目的でもある。モニター個人から出された自由な意見を質すことは目的と反する。
- ・全議員に周知のうえ、全てのモニターに平等な対応を行う必要がある。

・設置要綱中の「提出された意見等の処理」の規定が不十分である。具体的処理方法については皆で協議して改正して行く必要がある。

以上の意見を考慮し、明日の全員協議会で提出された意見書を情報共有したうえ、議長に問われた案件については、回答案の作成をお願いすることを決定した。また、各議員からの個別の回答は控え、提出されたものはあくまで「議会に対する意見・提言」として真摯に受け止め、今後の議員活動に活かしていくことを基本対応の方針とするとともに、議員各位に問われている案件については、傍聴者との意見交換等機会があれば直接対話することを確認した。

(2) 「肝付町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程」の一部改正について

[肝付町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正.pdf](#)  
[新旧対照表.pdf](#)

提案どおり承認し、全員協議会に報告することを確認した。

(3) 執行部との親睦会について

3月23日（月）叶岳ふれあいの森「木遊館」にて18時から実施する予定で全員協議会に提案することを確認した。

(4) 傍聴者との意見交換会について

3月23日（月）本会議終了後に全議員参加で開催することを確認した。

(5) 議員積立の収支報告及び返金について

令和8年2月24日現在の残高：1,378,381円（一人当たり：約98,450円）

[議員積立金 差引簿.pdf](#)

今後の支出見込：3月23日（月）執行部との親睦会費ほか

返金の方法は現金支払とし、返金までのスケジュール調整は、議長に一任することで決定した。なお、3月及び4月分の天引きは行わないことを決定した。

(6) 貸与パソコンの回収について

4月24日（金）までに議会事務局へ、本体及び電源ケーブルの返却すること。なお、初期パスワードを変更している議員は、変更後のパスワードを議会事務局に知らせるか、初期パスワードに再変更することで決定した。また、町から貸与の防災服一式についても、同日までに返却すべきとの意見が出され、全会一致で返却を決定した。

(7) 初議会の招集請求議員(4名：定数の1/4以上)について

議会運営委員会、総務・文教委員会、産業・福祉委員会、議会広報委員会の各委員長4名で4月中旬に招集請求することを決定し、議員懇談会を4月30日（木）、初議会を5月1日（金）とする予定を確認した。なお、立候補予定者説明会において5月の研修予定含めて日程周知を行うことも併せて確認した。

(8) 自治功労者表彰及び第40回町村議会広報全国コンクール表彰（伝達）  
について

伝達表彰を3月議会初日終了後に以下の対象者に、議場で行うことと  
決定した。

対象者：全国町村議会議長会表彰 自治功労者 柳 一夫 副議長  
第40回町村議会広報全国コンクール表彰  
奨励賞（企画・構成部門）  
肝付町議会 議会広報委員会 松元健作 委員長

(9) 情報端末機器（クロムブック）操作説明及びAI活用研修について

5月中を目処に、肝付町のデジタル推進に係る最高デジタル推進責任  
者（CDO）補佐官牛島 清豪 氏（株式会社ローカルメディアラボ）によ  
る研修を計画することを確認した。

(10) 退職（役職定年）管理職のあいさつについて

3月議会最終日終了後、議場にて行うことを確認した。

議会運営委員会委員長 宮後 竜一



令和8年3月5日受付 肝付町議会事務局 第96号	議長	局長	次長	係
	電子	電子	電子	電子

## 議会運営委員会会議録

1. 日 時 令和8年3月3日(火) 14時15分開議～14時55分散会
2. 場 所 第1委員室
3. 出席委員 宮後・前原・松元・吉原・富永・田中・柳 (有留)
4. 事務局職員 西迫・小野原
5. 説明員 なし
6. 参考人 なし
7. 会議に付した事件
8. 協議(事件)

(1) 議会運営(一般質問)について

第1回定例会(3月議会)議事日程(中日:一般質問).pdf

- ・ 7人の通告書内容を確認し、
- ・ 3月18日(水)に4名、
- ・ 3月19日(木)に3名実施することを決定した。

(2) 閉会中の継続調査事項について

定例会・臨時会の会議日程及び議会の運営に関する事項を継続調査とすることを決定した。

4. その他

(1) 第1回定例会の反省会日程について

3月23日(月)傍聴者との意見交換会終了後に実施することを決定した。

(2) 全議員への案内文書の取扱について

住民集会のご案内.pdf

2年ほど前にやぶさめ祭り時のこまつり会の関係書類を全議員に配布依頼があった時、個人への配布ではなく、興味のある方は持ち帰ってくださいとの方式で周知した対応の紹介があった。また、議員ポストは、公文書の配布が基本であり、政治的集会の案内については、各議員に郵送されるのは問題ないが、議会事務局を通じて全議員に配布依頼するのは問題があるとの意見が示された一方、行く行かないは個人判断として、議員ポストに入れるだけの作業であり、議員ポストの活用に問題ないとの考えも示された。

選挙前の時期であり、一般質問前でもあるため、案内の集会に参加した議員は、何らかの縛りを受ける可能性があるため、議運で肝付町議会としての出欠の方向性を判断すべきとの意見もあった。

これらの情報や意見について協議の結果、議会運営委員会としては、議会事務局が預かった住民集会の各議員への案内文書については、提出者に返却することとし、発出者から直接各議員に郵送してもらうことを決定した。また、集会への参加については、各議員の判断に任せるとも確認した。

議会運営委員会委員長 宮後 竜一



令和8年3月6日受付	議長	局長	次長	係
肝付町議会事務局 第100号	電子	電子	電子	電子

## 議会運営委員会会議録

1. 日 時 令和8年3月6日(金) 13時03分開議～13時13分散会
2. 場 所 第1委員室
3. 出席委員 宮後・前原・松元・吉原・富永・田中・柳 (有留)
4. 事務局職員 西迫・小野原
5. 説明員 中俣総務課長
6. 参考人 なし
7. 会議に付した事件

(1) 事件の訂正請求について (事件の訂正請求書.pdf)

議案第25号 令和8年度肝付町一般会計予算に誤りがあり、事件の訂正請求を行うことについて総務課長から説明を受け、本会議の議案とすることを決定した。

なお、議案第32号 議案第25号 令和8年度肝付町一般会計予算原案の訂正については、町長・総務課長が説明した後、質疑・討論・採決を行うことを決定した。

1. 提出議題 議会提出用.pdf

各課における議案確認の徹底を求める声が複数出され、議案の最終責任は、各課長が取ることについて、意識の徹底を総務課長に求めた。

議会運営委員会委員長 宮後 竜一

令和8年3月24日受付	議長	局長	次長	係
肝付町議会事務局 第128号	電子	電子	電子	電子

## 議会運営委員会会議録

1. 日 時 令和8年3月23日（月）12時58分開議～13時25分散会
2. 場 所 第1委員室
3. 出席委員 宮後・前原・松元・吉原・富永・田中・柳（有留）
4. 事務局職員 西迫・小野原
5. 説明員 なし
6. 参考人 なし
7. 会議に付した事件

### （1）第1回定例会の反省点について

予算審査特別委員会における審査の充実を図るためにも、議員主導による審査日程作成の必要について言及があった反面、全ての審査が、予定された時間内に終了しているため、現行日程で問題はないとの意見もあった。審査日程の作成には、執行部の都合の考慮も必要なため、改選後の新体制による年間行事予定の作成時に検討頂くよう申し送り事項とすることを確認した。

また、一般質問において、現行の通告書（内容）では、通告外判断の難しい現状が示された。各議員の判断基準にも統一性が無いため、画一的な判断に寄与できる体制づくりの必要性について問題提起があり、議長だけでなく、議員からも通告外の意見が言えるような体制づくりが必要との意見が出されたが、改選後の新体制による検討事項とすることを決定した。

さらに、音響設備を更新したにも関わらず、不具合の頻発に留まらず、中断までしたことへの苦言が出された。対応策として、事務局内で、誰もが対応できる体制づくりと、使用者への注意事項の啓発等を行うよう要請した。

### （2）令和8年度行事予定（6月定例会）について

※4月発行議会だよりに6月定例会日程（案）を掲載予定

- ・議会運営委員会 6月1日（月）
- ・全員協議会 6月2日（火）
- ・定例会（初日） 6月5日（金）
- ・常任委員会 6月8日（月）・9日（火）・10日（水）
- ・定例会（中日） 6月11日（木）・12日（金）
- ・定例会（最終日） 6月19日（金）

上記日程を、あくまで予定として議会だよりに掲載することを決定したが、改選で新議員が誕生することを考慮すると、全協から初日までの期間が短く、議案審査に不慣れな新議員には時間が不足することが予想されるとの意見が出された。出された意見を考慮のうえ、改選後の新体制による議事日程の協議に委ねることを確認した。

### 4. その他

(1) 改選後の新体制への引き継ぎ事項について

- ①反問権について
- ②申しわせ事項に定めのある一般質問日程について
- ③令和8年度議会モニターの選任について

※4月発行議会だよりに5月25日を応募締め切りとした募集を掲載

上記の3項目について、引き継ぎ事項とすることを決定した。さらに、モニター活用の仕方や議会報告会のあり方など、議会内で役割分担を行い計画・実行することによる更なる充実の必要性について意見が出され、懸案事項として新体制に申し送りを行うことを確認した。

議会運営委員会委員長 宮後 竜一

